

2020年10月

コース制お支払い後の解約(特別返金対応)について

ご申請の前に必ず規約をご確認ください。

<http://www.betterhome.jp/school/info/application/>

開講日の2営業日以降は返金いたしません。が、転居・妊娠と出産・病気のうち、いずれかのご事情がある方のみ、解約申請書をお送りいただきますと、解約申請書到着日の翌月以降の残金の20%を解約手数料とし、ご返金いたします。

対象となる方	①転居・妊娠と出産・病気のうち、ご本人にいずれかのご事情が発生した方。 ②コース制に入金済かつ未受講分がある方。 (過去の未受講分は対象になりません。) ③お申込のコースを、開講日の2営業日以降に解約を希望される方。 ※上記すべてに該当される方が対象です。
--------	---

※該当されない場合は、申請書をお送りいただいてもご返金できません。

どうぞご理解ください。

※なお、ご本人様のご逝去の場合は、下記の事務局にお電話をお願いいたします。

次ページの<コース制解約申請書>にご記入の上、事務局まで郵送していただきますよう、お願いいたします。

お問い合わせ先

本部事務局	Tel03-3407-0471	〒150-8363 渋谷区渋谷 2-20-12 渋谷日永ビル
大阪事務局	Tel06-6376-2601	〒530-0012 大阪市北区芝田 2-8-1

